

## 小型家電リサイクル事業 平成 27 年度予算要求額 2,823 千円

小型家電リサイクル法の施行(平成 25 年 4 月)に伴い、デジタルカメラや電子辞書などの使用済小型家電に含まれる有用な金属類を再資源化するため、事業の実証を行い、最適な制度を構築する。

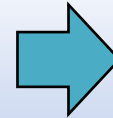
### 〈法制定の背景〉

#### 資源制約

- 新興国の需要増大に伴う資源価格高騰
- 資源供給の偏在性と寡占性

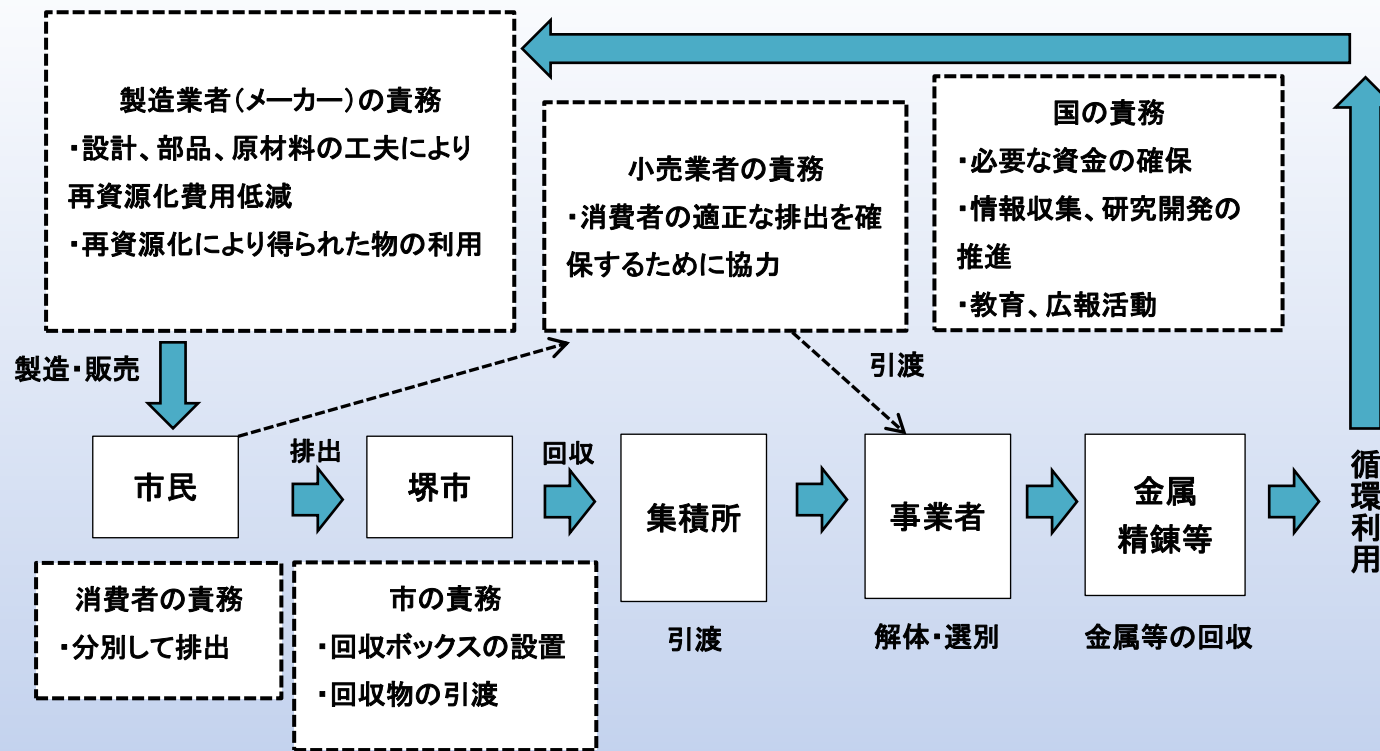
#### 環境制約

- 最終処分場の逼迫
- 適正な環境管理



使用済小型電子機器等に含まれる貴金属、レアメタルなどが、リサイクルされずに埋め立てられていることへの対応が急務

### 小型家電リサイクル事業フロー



#### 制度対象品目の例

携帯電話端末、PHS端末、デジタルカメラ、ビデオカメラ、パーソナルコンピュータ、電子辞書、電卓など



#### 平成 27 年度の事業内容

- ・環境省の小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業へ参加
- ・平成 28 年 3 月より小型家電リサイクル事業の本格実施